

公開草案に対するコメントの公表

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準適用指針公開草案第3号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理(案)」(平成13年12月26日公表)

2. コメント募集期間

- 平成13年12月26日～平成14年1月18日

3. 最終公表物の名称及び公表時期

- 企業会計基準適用指針第1号「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(平成14年1月31日公表)

4. コメント提出者一覧

[団体等]

|      | 団体名             |
|------|-----------------|
| CL1  | 旭電化工業株式会社       |
| CL2  | 社団法人 経済団体連合会    |
| CL3  | 厚生年金基金連合会       |
| CL4  | 社団法人 生命保険協会     |
| CL5  | 全国銀行協会          |
| CL6  | 社団法人 電子情報技術産業協会 |
| CL7  | 日本経営者団体連盟       |
| CL8  | 日本公認会計士協会       |
| CL9  | 社団法人 日本電機工業会    |
| CL10 | 社団法人 日本年金数理人会   |
| CL11 | 日本百貨店協会         |
| CL12 | 社団法人 日本貿易会      |
| CL13 | 社団法人 日本民営鉄道協会   |

[個人（敬称略）]

|      | 名前・所属等（記載のあるもののみ）                                 |  |
|------|---|--|
| CL14 | 井上 雅彦<br>三輪 登信<br>坂田 広美<br>蓑田 真理子                 | 中央青山監査法人<br>中央青山監査法人<br>中央青山監査法人<br>中央青山監査法人                         |
| CL15 | 荻野 雅之   | 朝日監査法人   |
| CL16 | 小池 敏夫   | 株式会社 大和総研  |
| CL17 | 新保 博章<br>鹿島 俊明<br>堀田 晃裕<br>斧田 浩二<br>観 恒平<br>渡辺 雅子 | 監査法人トーマツ<br>監査法人トーマツ<br>監査法人トーマツ<br>監査法人トーマツ<br>監査法人トーマツ<br>監査法人トーマツ |
| CL18 | 関口  | 新日本監査法人  |
| CL19 | 西部 浩之   | 日本確定拠出年金コンサルティング株式会社   |
| CL20 | 野坂 和夫   | 朝日監査法人   |
| CL21 | 藤井 康行   | 住友信託銀行年金信託部  |

### 5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応

- 以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

| 論点の項目                                      | 論点の内容とコメントの概要  | コメントへの対応   |
|--|--|--|
| 論点 1<br>( 確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について ) | <p><b>論点：確定拠出年金制度へ移換する場合の特例措置を認めるか。</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>認めるべきである。これは主に以下のような理由による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職給付制度変更を進めることは我が国の経済構造改革における不可欠な課題であり、会計処理においても円滑な移行は行えるよう配慮すべきである。</li> <li>・ 導入されたばかりの退職給付会計の中で、制度変更は、ほぼ新たな基準の採用と考えることもできるのではないか。</li> <li>・ 最長 15 年以内に費用処理されることが認められている会計基準変更時差異についても、一時の損益として認識することを強制することは、確定拠出年金制度への移行を阻害することとなると考えられる。</li> </ul> <p>認めるべきではない。これは主に以下のような理由による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損益への影響が大きいのであればこそ、特例措置を認める必要はなく、移行を阻害するか否かは、会計処理の考慮にはならない。</li> <li>・ 損益の認識と拠出期間は関係なく、将来の運用・給付に追加負担のない制度への変更において、損益を一時に認識しない理由はない。</li> <li>・ 強制的な退職給付会計制度の導入と、企業による選択の結果の制度変更は、比較対照にならない。</li> </ul> | <p>以下の場合に限って、経過措置を認めた(第 15 項参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職一時金から確定拠出年金制度へ全部又は一部移行する場合</li> <li>・ 当面の間(経過措置)</li> <li>・ 会計基準変更時差異のみ(ただし、終了した部分に係る退職給付債務が、その減少分相当額の移換額を超過するときは、その利益相当額を当該終了部分に係る会計基準変更時差異の未処理額から控除した残額について)</li> <li>・ 当初の費用処理期間の残存年数か、拠出年数のいずれか短い年数</li> <li>・ この経過措置を適用する場合には、その旨並びに貸借対照表及び損益計算書に与える影響額を注記する。</li> </ul> <p>なお、この経過措置を適用するに至った理由については、第 36 項に記述されている。</p> |

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>論点 2 ( 1 )<br/>( 大幅減額<br/>の取扱い )</p> | <p><b>論点：退職給付債務が大幅に減額されるような場合は、これに関わる損益を遅延認識すべきか、一時認識すべきか。</b></p> <p><b>コメント：</b></p> <p>遅延認識すべきである。これは、基礎率と見積りと実績の差であり、また、大量退職とは異なり従業員は引き続き勤務していることによる。一時認識が、経済的な背景を踏まえると妥当であるが、現状では、減額改訂が負の過去勤務債務とされていることを前提とすれば、その大きさによって会計処理を変える理由は見出しにくい。そのため、すべて遅延認識でやむを得ない。</p> <p>遅延認識を原則としつつも、一時認識を選択的に適用することも容認すべきである。これは、結果として、リストラ費用と同時にされる場合など、遅延処理だけでは不整合が生じることが考えられるためである。遅延認識と一時認識の選択適用を認めるべきである。これは、一部終了と同様の効果を伴う場合があり、また、負の過去勤務債務として遅延認識する合理性に乏しいため、一律に遅延処理とするのは不適当と考えられるためである。</p> <p>将来部分を除き遅延認識すべきである。これは、減額の大きさではなく、その性質によって判断すべきものであり、遡及的な改訂による退職給付債務の減少額は負の過去勤務債務となるが、将来勤務に関わる分は一時認識とすべきである（論点 2 ( 2 ) 参照）。</p> <p>一時認識を原則とすべきである。これは、過去の退職給付債務まで遡って大幅に減額するという異常な事象が生じたら、遅延する理由はなく一時認識とすべきである。</p> | <p>退職給付債務の減額は退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の減少部分であり、大幅であっても過去勤務債務に該当する。このため、遅延認識される（第 12 項及び第 32 項参照）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ただし、稀ではあるが、以下のような状況がある場合には、一時認識され、注記を行うこととした。</li> <li>2. 「大規模な経営改善計画の一環として行われる退職給付制度の大幅な減額改訂により退職給付債務の大幅な減額が生じることがある。このような状況であって、当該経営改善計画の実施による他の損益が一時に計上されるようなときには、当該大幅な減額を発生した時点で損益計上することが実態を反映する場合もある。</li> </ol> <p>このような場合には、退職給付債務の大幅な減額の費用処理において、未認識過去勤務債務につき採用している費用処理年数にかかわらず、当該大幅な減額を発生年度に損益として認識し、かつ、大幅な減額に対応する未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額を、発生時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定し、同時に損益として認識する。」</p> |
|---|---|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>論点 2 ( 2 )<br/>( 将来分の減額改訂の取扱い )</p> | <p><b>論点：将来分の減額改訂は過去分と区別して一時認識すべきか。</b><br/><b>コメント：</b><br/>公開草案の文案どおり、特別な取扱いは不要（反対）である。<br/>現状では、遅延認識でやむを得ないが、過去勤務に係る部分が明確に凍結され、将来勤務に係る部分のみを減額改訂する場合には、期間定額基準から支給倍率基準に変更することも認める必要がある。<br/>一時認識を原則とすべきである。これは、負の過去勤務債務は過去の勤務の対価に係るものであり、将来勤務に係る部分の改訂の影響は、過去に及ぶことはなく、過去勤務ではないと考えられるためである。</p> | <p>公開草案どおり、将来勤務に係る部分の減額改訂に起因して発生した退職給付債務の減少部分も、負の過去勤務債務として取扱うこととした（この点については、第 34 項参照）。</p>  |
| <p>認識時点について</p>                        | <p>「退職給付制度の終了」の認識時点を示すべきである。特に、規定の変更及び施行が翌期首の場合の取扱いや、特別な移行のケース（例えば、適格年金での併せ給付で退職時に支給を選択したケースや一時金廃止における分割払いのケースなど）を明らかにすべきである。</p>  | <p>退職給付制度の終了の定義（第 4 項参照）から、退職給付制度が廃止される時点や、退職給付制度間の移行又改訂により退職給付債務がその減少分相当額の支払等を伴って減少する時点（年金資産や事業主からの支払又は現金拠出額の確定）と考えられるが、必要に応じて検討する（なお、この点は、平成 14 年 3 月 29 日に公表された実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」で示されている。）</p> |
| <p>大量退職について</p>                        | <p>大量退職の数値基準（おおむね 30%）について、数値基準は設けず、設例で例示するべきであるという意見や、引き下げたうえ本文に示すべきであるという意見があった。</p>   | <p>結論の背景第 25 項において、例示となるよう表現を変更しつつ、本文（第 8 項）では数値は示さないものの参照項を明することとした。</p>   |
| <p>その他</p>                             | <p>制度間移行等は、費用処理年数の変更する合理的な変更理由であることを明記すべきである。</p>  | <p>移行に係る議論とも考えられるが、その旨は退職給付会計実務指針第 30 項に示されているため、留意事項として明記する（第 25 項また書き参照）。</p>   |

|  |                              |   |
|--|------------------------------|---|
|  | 制度間移行における連結上の取扱いにつき明記すべきである。 | 制度間移行においても、その趣旨を踏まえて連結上も扱うと考えられるが、現状の退職給付会計基準及び実務指針でも、連結上の取扱いを別記していないため、ここでは区分けして示すことはしないものとする。 |
|--|------------------------------|---|